

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
1	南部	質問	実施方針	5	第3 1オ (ア)	「光熱水費は基本的に市が負担する」とあるが施設の老朽化など不可抗力により地下で水道の漏水があった場合、修繕料についても市が負担してくれるのかご教示ください。	事象により不可抗力と判断した場合は、不可抗力の規定に従います。
2	南部	質問	実施方針	10	第4 2 (1)	募集・スケジュールの「落札者の決定」は、令和6年1月上旬ではなく、令和7年1月上旬で良かったでしょうか？	ご指摘のとおりです。
3	南部	質問	実施方針	17	第5 2	最低賃金の上昇の際や、数年に1度の委託料の見直しは行われ ないのでしょうか。	具体的な指標等、物価に係る支払金額の改定は入札公告時に示します。
4	南部	質問	実施方針	23	別添資料2 リスク分 担 不可抗力	不可抗力は事業者で予測できない現象のため、「事業者の費用負担は無し」としてください。 本事業は、竣工24年～33年目までの期間を維持管理運営していくため、北部よりも更に老朽化が進んで行く建物であります。一部負担であれ民間事業者の負担とすることは、見えざるリスクを民間事業者に負担させることになり、民間事業者は、そのリスクに対し不要な積算をしなければならなくなるためです。	原案のとおりとします。 不具合発生時などに迅速に対応いただくことを目的に、当該委託料の1%までは事業者負担とします。

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
5	南部	質問	実施方針	23	別添資料2リスク分 担 物価変動	<p>運営期間中の物価変動に使用する指数について、維持管理業務費の物価変動は、「企業向けサービス価格指数-建物サービス：日本銀行調査統計局」又は、「消費者物価指数 財・サービス、サービス（全国）：総務省統計局」の指数を用いてサービス対価を改定することが一般的となっておりますが、上記2つの指数は実態と乖離した指数となっております。</p> <p>日本PFI・PPP協会において、この乖離した指数ではなく、維持管理業務の「サービス対価」の物価変動指数は、当該PFI事業の維持管理業務に従事する人員の人件費と相関関係が高い物価変動指数を選定する。と提言されております。</p> <p>&lt;推奨&gt;：【厚生労働省の毎月勤労者統計調査 賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者5人以上。】上記の通り日本PFI・PPP協会において推奨されている指数を採用頂きますようお願いいたします。</p> <p>他の自治体様の案件では、個別対話により「企業向けサービス価格指数-建物サービス：日本銀行調査統計局」から【厚生労働省の毎月勤労者統計調査 賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者5人以上。】に変更して頂いた事例があります。</p>	検討し、入札公告時に示します。
6	南部	質問	実施方針	23	別添資料2リスク分 担 物価変動	<p>運営期間中の物価変動に使用する指数について、修繕業務の指数を設定する場合は以下の指数を採用頂きますようお願いいたします。</p> <p>【一般財団法人建設物価調査会、建築費指数、標準指数、事務所、SRC】 (継続PFI案件：ルミエール府中（第二期）にて採用)</p> <p>建設関連の価格高騰を全部ではないがある程度織り込んでいる指数であると考えております。</p>	検討し、入札公告時に示します。

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
7	南部	質問	実施方針	23	別添資料2 リスク分 担 物価変動	修繕費に係る委託料について、設備機器の製造原価の高騰による価格変動は、物価改定の指数を用いても追いつかないことが想定されます。 事業者起因しない要因の価格変動は、市側の負担としていただけないでしょうか。	基本的には事業契約書における委託料の改定規定に基づくものとし、改定指標がそぐわないと市が判断した場合は協議とします。 なお、物価が下がった場合も同様です。
8	南部	質問	実施方針	23	別添資料2 リスク分 担 法令変更	「事業に特別に影響を及ぼす法令等の新設、変更に関するもの。」と記載がございますが、施設所有者に係る法令変更、法令解釈変更、各通達等による点検基準や点検項目の変更による点検費用の増額は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	南部	質問	実施方針	24	※5	「一定金額以上」「一定以上となった金額分を」とあるが「一定」の数字をご教示ください。	入札公告時に示します。
10	南部	質問	実施方針	24	別添資料2 ※6	児童生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動については、基本的に事業者の負担とするのはどういった背景からでしょうか？事業者ではコントロールできるものではないと感じます。	入札説明書等の公表時にお示ししますが、児童生徒の変動については食数に応じて委託料の支払い金額を変える、変動料金としてお支払いすることを想定しており、このことを指して「基本的に事業者の負担」としております。

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
11	南部	質問	実施方針	23 24	別添資料2	配送・配膳については市が業者と契約をかわすと理解しているが、市及び事業者の遅延リスクについてご教示ください。	<p>個別の事象ごとでの判断になります。                      要求水準書 P.29 第2 6 (2)セ「セ事業者は、調理業務にあたって、原則として市が提示する積載時間に間に合うようにコンテナを配送車両に積み込むこと。」と規定しており、事業者が市が提示する積載時間に間に合わない場合には、事業者の要求水準未達と考えます。                      逆に、市が提示する積載時間に間に合った場合において、それ以外の理由で遅延した場合の遅延リスクを、事業者が負うことは、(必要なものの積み込みが漏れていた等の場合を除き) 考えにくいと思われます。</p>
12	南部	質問	実施方針 要求水準書(案)		別添資料2 リスク分担 光熱給水費負担 要求水準書P10 第1 5(1)オ	「運營業務及び維持管理業務の実施に係る光熱水費は、市が支払う。ただし、年間使用量について過去の使用実績を基に市が示す使用量を上限とし、これを超過した場合は事業者が光熱水費を負担する。」とありますが、市が負担する光熱水費は事業開始時に比してクラス数が15%増えるという想定は織り込み済みということなのでしょうか。	<p>第1 4 (1) イにお示しのとおり、事業開始の令和7年度の食数が7,400程度、その後、徐々に減っていき7,000食程度まで減った後、3センター体制移行した際に、7,800程度に増えると予想しています。つまり、事業開始時との比較では約5%程度の増加を見込んでいます。                      併せて資料10にてお示しした過去の使用実績をご参照ください。                      ある程度の上振れは十分吸収できると考えています。</p>
1	南部	意見	実施方針	10	第4 2 (1)	募集・選定スケジュールについて、令和6年1月上旬の入札公告以降に、学校給食センター見学会開催の検討をお願いします。	開催する方向で検討いたします。

実施方針に関する質問・意見 一覧

No	南北	区分	資料名等	頁	項目	質問内容	回答
2	南部	意見	実施方針	15	第4 3 (5) ウ	「情報公開について、情報公開請求があれば当該条例に基づいて公開・非公開が判断される。」とありますが、前項 ア 著作権 と同様に該当企業に対し、開示内容について黒塗りの非開示部分など事前に協議を行うことは可能でしょうか。	豊橋市情報公開条例（平成8年条例第2号）第6条第1項第2号において「法人（略）に関する情報（略）であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」については、非公開とされております。 公開・非公開の決定にあたっては、条例第12条第1項において、非公開情報に該当するかどうかについて、第三者から意見書を提出させることができる、とされています。この意見聴取は市に義務付けられているものではありませんが、本規定を適用して、事前に当該提案書を提出した入札参加者のご意見を伺うことは可能です。ただし、本意見聴取は参考として、公開・非公開の決定が行われますので、予めご承知おきください。
3	南部	意見	実施方針	24	別添資料2 リスク分 担	※4に「詳細は入札説明書等公表時に示す」とありますが、要求水準書に記載のある市が負担する光熱水費の使用量の上限に加え、直近の使用実績値も公表をお願いします。	要求水準書(案)に対する質問回答No. 4をご参照ください。